

寛永二〇年（一六四三）以来禁止されていた土地の売買も許され農民も土地を売って他の職業に転業することが可能となってきた。同年八月には職業の自由も認められたので、久万の百姓も百姓をやめ町に出て商人になったり、志を立てて東京や松山方面へ出ていった例もたくさんある。

地租の改革は村にとって大変革であった。それまでの納税は、現物の米で納めていたので、運搬や、相場の変動などで不便であった。そこで貨幣によって徴収されることになった。維新までは大名の土地を預って耕作をしていた農民が、そのままその土地の所有権を認められ、生産物を貨幣に換えて税金を納めねばならなくなったわけである。百姓は、これまで自分で作った作物の米を出せばほとんど事がたりていたのに、改正では貨幣でなければならず、当時は税金も高く、その上換金も下手で商人に買いたたかれたり売れなかつたりした。このように換金の苦勞が多いため土地を安く売り払う者や、酒を買って持参して土地をただで取ってもらつたりした例も多い。

このようにせっかく自分のものとなった土地も売り払って小作人となり、金持ちや目さきのきく一部の利口者は、土地を集めて地主となり、そのまま終戦の時（昭和二〇年）まで、地主と小作人の関係が続いたのである。

明治五年には全国に戸籍を作ることになり、武士と一部の庄屋のみに許されていた苗字を全住民が付けることになった。そこで、百姓・町人は今まで表面に出せず、系図や羽織、提灯の紋所などによって残して来た姓を付ける者が多かった。またその紋所によって家系の判断をして姓をつけた者もいた。中には三〇〇年もの長い間使わなかつた姓であった

ために、どこの分家かわからなくなった家も多く、戸籍作成に当たっては、戸長や神主・住職などにつけてもらつたり、山の西側にあるから「西山」とか山の上で「山上」、森の下にあるから「森之元」と言つたような付け方をしたとも言われる。

明治四年には、それまで理由さえ立てば武士の「切捨て御免」の習があったが、それも禁止され、明治九年には帯刀も禁じられたので、土、農、工、商の別もなくなり、これまで実質上最下位であった農民も平等の地位になったのであった。

1 区長・戸長・村長時代

明治三年には代官が廃止され、久万山にいた代官代理の元締が郡政司として維新の郡政にあたることになったが、一年あまりで農政司と改められた。農政司も一年ほどで、大区の区長がこれに代わって郡の政治を司ることになった。この間の政務は元久万町村の大庄屋会所で行われていた。

大区・小区の制度は、明治五年六月に布達されて、ただちに実施された。その後明治七年、同九年と区画の変更があり、明治一一年太政官（政府）の布告による郡制がしかれるまで六年間続いた。郡制がしかれるから大正一五年までの四六年間は郡役所（郡長）によって郡政が行われた。

明治七年の行政区画変更時に現久万町になっている旧村々の区別及び役人付を見ると、次のとおりである。

大区ニ会所ヲ置ク

区長、副区長

日勤

一・六・の日 休暇

第七大区々長 枚 正 慎

副 区 長 宮内 安 貞

〃 梅 木 源 平

ここで、実際に事務をとる者は、県より半年交代で派遣された官員であつた。この官員は、「各大区詰官員心得ノ件」と銘打った二三条からなる心得書によって任務が定められていた。その内の主なものを拾つて見ると、次のとおりである。

第一条

一、派出官員は該区内区戸長ヲ監督シテ専ラ事務ヲ調制整頓シ兼テ人民ノ便益ヲ計ル為メノモノナレハ深ク護民ノ大本ニ着意シ勤勉徒事毫モ怠リアル事勿レ

第二条

一、凡ソ事ヲ処スル其人情向背ヲ熟知セスシテ漫ニ速成ヲ要シ将来ヲ愆ルナク緩急宜シキヲ斟酌シ努メテ輕挙アルコト勿レ

第三条

一、区长以下ノ勤惰及ヒ能否ヲ監察シ直ニ上局へ密申スル事アルベシ
派遣官員は区长の監査役をかねていて、区长と同様の任務が課せられていた。当時の区长は仕事がやりにくかつたと思われる。「区长事務仮条例」「戸長心得諸言」などによって、今から考えると全くそのように制限された政治であつたようである。

しかし、区长、戸長ともに初めの内はもちろん官選であつたが、明治九年には仮規則によって公選されることになり、第一回の公選区长が生まれたものの、この公選区戸長もほとんど官選に近い観があつた。

小区は大区の中にあつて、現久万町は第七大区中の八小区になつており、小区の事務所は「第何小区取扱所」と呼称して、戸長あるいは組頭の私宅で政務をとつていた。

小区に取扱所ヲ置ク

所長(区长)

日勤

組頭 二名

輪番

一・六・の日

休暇

一小区々長

船田 健一郎

(東明神村・西明神村・入野村・久万町村・菅生村・上野尻村・下野尻村)

村)

二小区々長

戒野 鎮

(上野川村・下畑野川村・直瀬村)

八 小区々長

鶴原 太郎次

(露峰村・父野川村・二名村・白杵村)

明治五年各村では版籍奉還と同時に約二六〇年間続いた庄屋、組頭、作改、五人頭等の村役は廃止されて庄屋は里正と呼称を変えた。その任務も庄屋時代の代官の下役で年貢の取り立て機関のようなものから、一応住民の代表者となつた。しかし初代の里正はほとんど久万では全員庄屋が官選によって任命されたが、この里正も明治五年の区画の変更されると同時に組頭と呼ばれるようになった。

明治七年区画変更時の第七大区一小区の村長(組頭)を見ると、次のとおりである。

一小区々長 船田 健一郎

一小区内組頭

東明神村	専務一等組頭	松田 信衛
入野村	専務一等組頭	山内 誠一郎
久万町村	専務一等組頭	山内 萬衛
西明神村	専務二等組頭	梅木 正衛
上野尻村	専務二等組頭	河野 通矩
菅生村	専務二等組頭	安藤 国八
下野尻村	専務三等組頭	大野 近三郎

これを見てわかるように、まだ藩制の名残りがあって組頭にも階級が附されているのもおもしろい。

明治一〇年「組頭選挙仮規則」が時の愛媛県権令岩村高俊によって布達され、組頭は公選されることになったが、公選といっても現在のものとはほど遠いものであった。規則は、次のとおりである。

組頭選挙仮規則

明治一〇年布達々書

各区々長

組頭選挙仮規則及試験法別紙之通相定候条自今右ニ照準シ執行可致此因相達候事

明治一〇年四月二日

愛媛県権令 岩村 高俊

組頭選挙仮規則

- 第一条 其小区内ノ町村会議事役ヲ以テ選挙人トス
- 第二条 組頭タルヲ得ル人ハ該小区議事役ヲ始メ在籍ノ者ニテ年令二十歳以上ニシテ品行正直通常ノ資産ヲ有スル者ニ限ルヘシ
- 第三条 左ニ掲クル者ハ組頭タルヲ得ス
 - 一、懲役一年以上ノ刑ヲ受ケンモノ

一、身代限りノ処分ヲ受ケンモノ

第四条 組頭転免死亡等ノ節ハ本区戸長ヨリ三日以内ニ後任選挙ノ儀ヲ選挙人ニ通達スヘシ

第五条 選挙人ハ前条ノ通達ヲ受レバ速ニ町村会議所ニ集会シ投票ヲ取纏メ通達ヲ受ケン日ヨリ五日以内ニ選挙人二名以上小区々務所ヘ持参戸長面前ニテ開議スヘシ

第六条 戸長ハ投票ヲ検査シ其多数ナル三名ヲ拔キ此規則第二条ニ照シテ能ク見込書ヲ添ヘ速ニ区长ニ差出スベシ

第七条 選挙人於テ撰択セシ人物区长ニ於テ之ヲ不適任ト見込ムトキハ試験方法ニ照準シ試験スヘシ

第八条 町村ニ於テ相当ノ人物無之ト選挙人十分ノ六以上ニ於テ見込ムトキハ連署シテ戸長ノ撰択ヲ請フヘシ

組頭選挙試験仮方法

組頭選挙ノ投票、選挙人ヨリ差出シ開札シテ一番ヨリ三番迄人物、能否於戸長判然識得シカキ時ニ区长ハ開申シ、大区々務所ニ右者ヲ一名宛日ヲ別シテ呼出シ、区长ニテ左ノ各目ノ如ク試験スヘシ

第一条 本県布告及ヒ達書ノ類ヲ授ケ通読セシムヘシ

第二条 筆硯ヲ授ケ送籍状等ノ如キ普通ノ公文ヲ二三行書セシムヘシ

第三条 算盤ヲ把ランメテ加減乗除ヲ試ムヘシ

明治十年五月三日第一条改定

第一条 一町村ノ町村議事役ヲ以テ選挙人トス

このような布達による公選であったために、選挙の結果一位のものが必ずしも組頭となつたものではないことがわかる。つまり、区长なり戸長に信任されたものが組頭になっていた。また、自分の村に適当な人物がないために同じ小区内の他の村の者を組頭に選挙し、借組頭の例も久

万町では多い。非常におもしろいと思われるものは、その当時の議事役とは今の町会議員に当たるが、その人数が、最高の久万町村でも一七名で、その他の村は九名から一三名までであった。九名で選挙し、一位四票、二位三票、三位二票となり、第三位で二票の得票であったが、戸長の信任厚くまた、その手腕も勝っていたので組頭になった例なども明神にあったそうである。

その後明治一七年二月にはまた元に戻って組頭官選になり、明治三三年町村制実施までは県知事によって任命をされた。

町村制実施から第二次世界大戦終了後の普通選挙になるまで議会議員による選挙が続いたが、官選から公選になりまた官選、公選、普選と、めまぐるしい変遷をしてきた。普通選挙の現在を除いては、官選、公選の違いこそあれ、前述の通り公選にしても、一般住民の意志は全然とり入れられなかった。

三 国 の 選 挙

衆議院議員選挙は明治一四年「国会開設に関する大詔」が渙発されてから九年目、つまり、明治二三年七月一日に第一回総選挙が実施された。むろん制限選挙であって、選挙権者は年齢満二五歳以上の男子で、しかも直接国税一五円以上を納めているものに限られていた。

当時、米一升六銭というころなので、一五円の直接国税を納める者は、よほどの所得をもっていなければならなかった。

表にあるように総人口の一・一三%しか有権者がなかった。

第二回は未曾有の政府大干渉となった選挙で、警察官自ら「だれに投

票しろ、だれには投票してはならぬ」と脅して歩いたところもあり、警吏、郡吏、市町村吏もことごとく吏党のために奔走し、役所には人影がなかったほどといわれた。

第七回（明治三五年）から選挙法が改正されて有権者は直接国税一五円から一〇円となった。この改正によって有権者は全国で四五万から一〇〇万人に増加したが、婦人は政治結社に加入することはもとより、政治演説を聞く自由さえ禁止されていた。

大正八年の第一四回総選挙からは直接国税一〇円が三円に切り下げられた。したがって、有権者は三〇〇万人になった。大正一四年、多年の

衆議院議員総選挙有権者数調（全国）

総選挙別	選挙期日	有権者数 (千人)	人口 (千人)	対有権者 の比率 %
第1回	明治23. 7. 1	451	39,902	1.13
第7回	明治35. 8. 10	983	44,964	2.18
第14回	大正 9. 5. 10	3,065	50,470	5.50
第16回	昭和 3. 2. 20	12,408	62,070	19.98
第17回	昭和 5. 2. 20	12,652	63,872	19.81
第18回	昭和 7. 2. 20	12,015	65,890	18.23
第19回	昭和11. 2. 20	14,304	69,590	20.55
第20回	昭和12. 4. 30	14,075	70,040	20.10
第21回	昭和17. 4. 30	14,594	72,300	20.19
第22回	昭和21. 4. 10	36,878	75,800	48.65
第23回	昭和22. 4. 25	40,908	78,101	52.38
第24回	昭和24. 1. 23	42,105	81,780	51.49
第25回	昭和27. 10. 1	46,773	85,900	54.45
第26回	昭和28. 4. 19	47,090	86,800	54.25
第27回	昭和30. 2. 27	49,235	88,700	55.51
第28回	昭和33. 5. 22	52,014	91,690	56.62
第29回	昭和35. 11. 20	54,313	93,490	58.09
第30回	昭和38. 11. 21	58,282	96,240	60.56

念願がかなって男子による普通選挙制が確立、昭和三年二月二〇日第一六回総選挙が行われた。これがまた第二回総選挙と同じく官憲の権力を悪用した選挙になり、選挙の干渉と圧迫が加えられた。野党に対しては言論や文書戦を極端に抑圧し、与党に対してはすこぶる寛大な態度を示した。官憲は与党の買収さえ黙認するありさまであった。

その後、昭和二年四月一〇日の第二二回の総選挙から現在のように女性をまじえた普通選挙が行われるようになった。

貴族院議員第一回選挙は衆議院議員選挙より二〇日前に行われた。

貴族院議員の構成は、皇族・華族・勅選・多額納税者によってなされていた。皇族は成人男子全員が議員・華族の内、公爵と侯爵は全員・伯爵・子爵・男爵は互選により三分の一を選出し、更に勅選議員・多額納税者議員というのがあり、合計二七六名が決定された。当時愛媛県では多額納税者一五名で一名の議員を選出した。

四 地方選挙

1 県議会

愛媛県における県議会の草分けは、全国に県議会ができた明治一二年より七年も前の、明治五年五月に石鉄県（旧松山藩が松山県となり次に石鉄県と改称した）の参事（知事）本山茂任が「石鉄県衆議会議会」を作ったのが始まりである。この議会の要領は、毎月七日を会議日と定めて「土民中意見あるもの出頭して建議すべし」と布告し、更に翌年の一月には「石鉄県集議所」と改称されたが、その趣旨は次のようなものであった。

「県官は人民に代つて事を司るものにして、人民の総代ともいふべし、人

とに議すべからず。

人民に代つて議すべき権あるは、戸長等の村吏および富豪人等なり、故にこれを議員と定め、毎月一五日を会期とし、庁中に議場を開く。人民意見ある者は何人にも出席を得、若し事故あらば、書面を以て建議するも妨げなし。」

というものであって、やや特権意識は潜んでいても、民権思想は、はっきり貫かれていたようである。

その後明治一〇年五月に「愛媛県会規則」が各大、小区長に伝達された。その内容は「県会綱領・議員選挙規則・議事規則・雜則」の四章、五五条にわかれていて、人口二方に対して議員一名の割合になっていた。当時は現在の香川県も含めたものが愛媛県であった時代で、議員定数は伊予から三九人、讃岐から三一人を選び任期は二年とした。

伊予各郡の議員定数は

宇摩郡	三	新居郡	三
周布・桑村両郡	二	越智郡	五
野間・風早両郡	二	和氣・温泉郡	六
上・浮穴郡	一	久米・下浮穴郡	六
喜多郡	四	伊予郡	二
宇和町地区	一	西宇和郡	三
北宇和郡	五	野村地区	一
		南宇和郡	一

であった。

仮規則の前文によると、
「凡ソ県内大小ノ事、衆庶ノ公議ニ出テサレハ平等中正ノ議ヲ尽スヲ得ス。然レトモ管下人民尅百三十餘万、人毎ニ諮リ戸毎ニ詢ル日モ亦足ラストス、

此故ニ自今公選ノ方ヲ以テ人民ノ代議人ヲ定メ、本県々会ヲ開設セシメ永ク公明ノ利益ニ係ラシメントス、此段布達候事」

この規則によつて五月の第四水曜日に第一回の選挙が行われた。規則によると議員の資格は、その大区内の居住者で、地面、家作等の不動産を所有している二〇歳以上の戸主であることが規定されていた。また立候補の制限がなく、選挙人二に對し被選挙人が一の割合で、かなりの混乱が予想されたが、その結果は予想外に票が集中して、さして混乱は起こらなかった。

この結果、第一四大区からは久万町村の鶴原太郎次が当選した。他の地区では当選者が、あわてて辞退する者、病気を理由に辞退するものなどが相次いで出たそうである。

第一回県会は、明治一〇年六月二二日、二番町英学所の後身、愛媛県変則中学北予学校で開く旨、各議員に通知されたが、歳費はなく、旅費、日当を支給するだけであった。しかし、みんな真剣であったから、山坂を越えて三日も前から松山に集まった。欠席の手続きもきびしかった。病気のため「御暇願」を出し、これに区長、医師の証明書をつけて提出する議員や、「欠席謝罪状」を出した議員もいたほどである。

このようにして開会の前日には全員が会場に臨み、県令石村高俊は議員を前にして挨拶及び訓辞を行った。その時の議事録を見ると次のとおりである。

「県会議場ニ臨ミ全議員ヲ整理セシメ、今般ノ来会ヲ慰問シ、次ニ議員ニ向ツテ演述シテイワク、今回頒布スルトコロノ県会仮規則第三ノ条ノ如ク議長以下ノ役員ヲ選挙スベシトイエトモ、東西遠隔ノ議員常ニ交際アルニ非ス、

第三章 選挙

故ニ議長以下役員ヲ投票スルノ見度恐ラクハ目下立チ難カラシカ、モツテ今仮リニ両三日ハ県会ノ特選ヲモツテ、各役員ヲ定ムルカ如何、都築温答ヘテイワク、当分県会ノ特選ヲ可トス松本貫四郎ホカ両三名、異議アリ。」

この期間中に議長小林信近が選挙され、「民費、学費、警察費」などの予算案が、主な議題であった。第二回は明治一一年四月一二日から一六日間開かれ、第一回と同じく「民費、学費、警察費」の予算が主な議題であった。

同年七月には国の法規による府県会規則ができたので、特設県会は二回で終わることになった。

太政官布告による「府県会規則」によると、被選挙人は満二五歳以上の男子で、その府県内に本籍を定めて三年以上居住し、その府県内において地租一〇円を納める者であること。選挙人は満二〇歳以上の男子で地租五円以上納める人、となっていた。

議員の任期は四年であったが、二年ごとに半数を改選する定めであったので、第一回の二年期の議員は改選するものを抽選で退任を定めた。当初の議員で上浮穴郡関係者を挙げると次のとおりである。

明治一〇年	仮設県会	一四大区
	鶴原 太郎次	一小区久万町村 平民
明治一三年	上浮穴郡改選なし	
明治一五年	半数改選	上浮穴郡
	梅木 源平	西明神 平民
明治一二年	上浮穴郡改選なし	
明治二二年	県議名	二宮 益雄 小田町村

戸主年齢廿歳以上ノ者タルヘシ、尤戸主ト雖も婦人ハ此数中ニ入ルヲ得ス、但当分町村会ノ議員人民ニ代リテ選挙スルモ妨ケナシト雖モ成ル可ク本法ヲ用ユヘシ

第十六条 隔年九月一日ヲ以テ公選ノ定日トス

第三十一条 議員定数ハ一小区毎ニ一員トス、尤モ二十小区以内ノ大区ハ二十員ヲ充スヲ法トス

第四十一条 大区会ニ於テ議事ノ要領トスル條款左ノ如シ

一、小区費ノ事

二、民積ノ事

三、取締安寧及風教ノ事

四、学校及ヒ病院、貧院等ノ事

五、物産ヲ興シ及ヒ荒無地ヲ開墾スル等ノ事

六、水陸運輸ノ便ヲ起ス事

七、道路、堤防、橋梁、用水ノ事

3 町村会(郡)

明治八年三月三〇日愛媛県令岩村高俊によつて「町村会議心得」や「町村会議仮規則」が布達され、全国にさきがけて五月一日に町村会議の、第一回選挙が行われることになった。

選挙の資格者は地面、家作等の不動産を所有している満一八歳以上の男子に限られており、被選挙者の立候補制はなく、区戸長、取締番人(後の警察官)、教職員、現役軍人は議員を兼務することができない定めであった。

議事役(現在の議員)の定数は

人口三百以下ノ町村ニ於テハ

九員

同 三百老

至 六百

一三員

第三章 選挙

同 六百老	至	老千	一五員
同老千老	至	老千五百	一七員
同老千五百老	至	式千	一九員
同式千老	至	式千五百	二一員
同式千五百老	至	参千	二三員
同参千老	至	参千五百	二六員
同参千五百老	至	四千	二八員

任期は二年、毎年五月一日が選挙日であり議員半数が改選された。

選挙は一同出席して衆人の前で一人ずつ入札をした、当時は印刷が普及していなかったので、入札用紙は小判紙の白紙に毛筆をもって、

第何何大区第何小区久万町村 平民
草野良助
右之者当村議事役ニ適合ノ見込ニ候也
第何何大区第何小区久万町村二〇番地
平山源作 ㊦

と、書いて入札をした。

集まった者全員の入札が終わると開票をしたが、開票も入札を一枚一枚高声に読み上げる方法で行われた。開票が終わると、第一位の当選者が、会頭(現在の議長)となり、その他の当選者の互選をもって諸掌三名を選んだ。会頭は会の規則を掌り、衆議を判決する任務を有し会議の席では自己の論を発することは禁止されていた。諸掌は本会一切の雑事及び記録、費用等の管掌することになっていた。そして、会頭、諸掌、一般議事役ともに県の規定によってすべて無給でしかも、普通弁当の外はたとえ自費であってもみだりに飲食をすることが禁じられていた。

このようにして生まれた村会は、どのようなことを審議したかを次に記して参考とする。

第五章 議事ノ條款

第一条 町村会ニ於テ議事ヲ要務トスル條款左ノ如シ

- 一、官令ノ主旨ヲ遵守シ旧弊ヲ除キ開化ヲ進ル事
- 二、町村限りノ費用ヲ定ムル事
- 三、租税其ノ外諸公費ノ検査する事
- 四、他向ニ対シ其^町村ノ名義ヲ以テ原告又ハ被告トナリ詞論及ヒ同名義ヲ以テ借金並返済ノ事
- 五、組頭以下ノ人員、給料ヲ取極メ及ヒ公選入札ノ事
- 六、金穀ヲ蓄積シテ以テ非常災害ニ備フル事
- 七、学校ヲ設立シ子弟ヲシテ学ニ就カシムル事
- 八、貧民ヲ救恤シ棄兒ヲ養育ニ及ヒ病院ヲ興シ婦籍ノ者ヲ常産ニ就カシムル等ノ事
- 九、盜賊乱暴ノ者等総テ人民ノ妨得ヲナスヲ取締及ヒ其費用ヲ定ムル事
- 十、其町村内ノ道路橋梁ヲ修繕シ及ヒ水路ヲ流通シ堤防ヲ堅牢ニスル等ノ事
- 十一、地ノ宜シキヲ商リ物産ノ利ヲ起ス事
- 十二、水火難手当ノ事
- 十三、其町村共有ノ品物ヲ売払ヒ又ハ質入等ノ事
- 十四、県社以下祭典料、宮繕費並神官ヘノ奉祭料等ノ事

明治一七年七月一〇日県令関新平代理、愛媛県大書記官湯川章によつて「町村会規則」が布達され、各町村とも議員の大幅減員を行った。

西明神村の例をとると戸数三〇〇余りで、議員定数一三名だったのが、

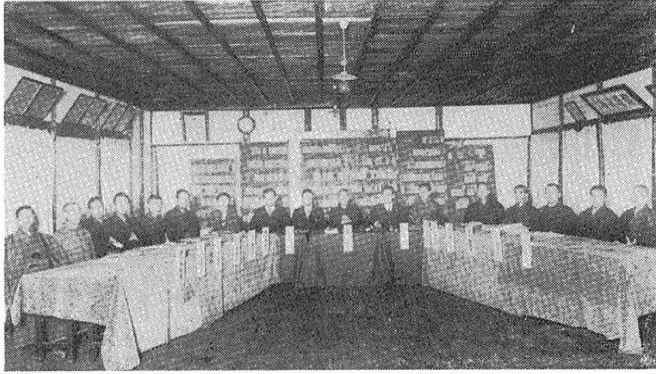
一挙に八名減らされて、五名の議員が村政を担当することになった。各町村でも町村会規則第三条に「町村会議員ハ其町村五百戸未満五人、五百戸以上八百戸迄六人、八百戸以上三百戸毎ニ一名ヲ増ス」と、いうことであつたので、各村の定数がはかり知られる。また、第四条によつて、「議員ハ俸給、旅費、日当ヲ給セス」とあつて、ほんとうに奉仕的な職務であつた。この改正によつて任期二年から六年となり、三年ごとに半数が改選されることになり、明治二二年、町村制実施によつて、選挙法が改正されるまで続いた。当選した議員は県知事あてに請書を提出し、清廉と潔白をちかつた。請書の例をあげると次のとおりである。

請書

今般本県甲第百三十六号ヲ以テ区町村会法改正ニ付議員改選某等這回我村會議員ノ選ニ瘠レリ某等之シテ皇天上帝ニ誓ヒ清廉ト勉勵トヲ以テ公平ノ議論ヲ展シ其ノ責任ヲ負担スヘシ依テ受取差出候也

- | | |
|---------------|----|
| 上浮穴郡西明神村千九十番地 | 平民 |
| 小倉 団十郎 | 印 |
| 同郡同村九百五十六番地 | 平民 |
| 宇都宮 友三郎 | 印 |
| 同郡同村千百五十六番地 | 平民 |
| 宇都宮 七三郎 | 印 |
| 同郡同村参百二十番地 | 平民 |
| 正岡 久米蔵 | 印 |
| 同郡同村五百二十三番地 | 平民 |
| 正岡 彦五郎 | 印 |

明治二二年（一八八八）四月に交布され二二年四月より実施された市町



昭和15年頃の久万町議会議員と議会議場

村制によると、この制度は市、町、村の自治体を認めると同時に住民の権利と義務を規定したものであって、町村の執行機関である町村長は町村会で選挙を行い、知事の認可を受けて決定されることになっていった。

市町村議会議員の選挙は選挙権、被選挙権ともに満二五歳以上の独立している男子で、二年以上引き続きその市町村に居住している住民であり、市町村の負担を分担しその上、直接国税二元以上又は地租を納めている者に限られていた。

更に等級選挙制というのがあるが、市議会議員の場合は三級制を採用し、町村では二級制を採用した。

二級制とは村税個人納付額によって上下の二階級にしたものであって、その定め方は町村税の個人割額の上位の者より順次とり、町村税総額の半ばにいたるまでの人数をもって一級とし、それ以下の者をもって二級の選挙人とした。一級、二級でそれぞれ町村議会議員定数の半数ずつを選挙する方法であった。明神村の例を表によって説明すると、明治四二年の明神村の村税

租税並びに毎戸負担及び選挙有資格者数（明神町）

種目 年次	国 税	毎 戸 負担額	県 税	毎 戸 負担額	村 税	毎 戸 負担額	衆議院 選挙資 格者	県会 議員選 挙資格 者	村会 議員選 挙資格 者
	円	円	円	円	円	円	名	名	名
明治33年	2,793.353	7.61	1,509.057	3.811	779.086	1.968	18	95	507
明治34年	2,129.872	5.365	1,658.159	4.177	946.920	2.385	37	90	511
明治35年	2,157.337	5.463	1,684.850	4.265	969.330	2.454	39	101	454
明治36年	2,168.706	5.423	1,691.650	4.229	977.820	2.445	38	93	457
明治37年	2,652.366	6.598	1,240.630	3.086	877.460	2.183	58	99	494
明治38年	3,792.740	9.435	1,242.440	3.091	902.090	2.244	56	109	423
明治39年	3,786.327	9.326	1,369.700	3.374	949.560	2.339	74	124	409
明治40年	3,876.779	9.620	2,148.189	5.330	1,087.440	2.698	71	116	433
明治41年	3,920.005	9.751	2,189.877	5.447	1,271.770	3.164	70	119	445
明治42年	4,056.420	10.141	2,080.141	5.200	1,690.600	4.227	67	119	458

総額は一六九〇円六〇銭で、選挙資格者は四五八名となっている。この時の明神村の議員定数は一二名であった。なおこの年の最高納税者は、一〇四円二五銭であり、次点より順次加算して二二名で八四五円三二銭となり、この二二名が一級で残りの四三六名が二級となる。したがって一級は二二名で六名の議員を選出し、二級は四三六名で六名の議員を選挙する方法であった。

現在の普通選挙から考えるとずいぶん変わった方法であった。

これを、昭和四二年度の久万町町民税で試算してみると次のようになる。

住民税総額一四〇〇万円、納税者数三五〇名。最高納税者個人税額九三万円。二四人で七〇〇万円となり、一三名の議員を選出することになる。そして、残り三四六人で七〇〇万円となって、一三名の議員を出すことになるのである。

昭和二二年町村議会議員選挙も男、女とも満二〇歳以上の者は全員選挙ができ、女子の立候補者や議員も生まれた。

4 久万町議会（合併後）

ア 選挙区と議員定数

昭和三四年三月三十一日、久万町、川瀬村、父二峰村、美川村の一部の槇谷地区が合併し、新しい久万町が発足したが、合併協定により選挙区は三選挙区、議員定数二六名と定め、新町初の選挙を行った。

第一回 選挙（第一期）

昭和三四年四月三十日	第一選挙区	久万地区（槇谷含む）	一三名
	第二選挙区	川瀬地区	八名
	第三選挙区	父二峰地区	五名
昭和三十七年七月、久万町議会議員選挙の選挙区並びに点数に関する条例を改正し、三選挙区から四選挙区にした。			
	第一選挙区	（大字久万、上野尻、下野尻、菅生槇谷含む）	九名
	第二選挙区	（大字東明神、西明神、入野）	四名
	第三選挙区	（大字直瀬、上下畑野川）	八名
	第四選挙区	（大字二名、父野川、露峰）	五名
	定数	二六名	

昭和三十七年一二月、久万町議会議員の選挙区域の一部を次のように改正した。

第一選挙区（入野の内、字アラマの区域を第一選挙区へ）
 第二選挙区（入野の内、字アラマを除く区域を第二選挙区へ）

第二回選挙（第二期）

昭和三八年四月三十日、定数二六名、第一選挙区 九名

第二選挙区 四名
 第三選挙区 八名
 第四選挙区 五名

昭和四一年一二月、人口の減少に伴い久万町議会議員の定数を削減する条例を制定、並びに各選挙区における議員の定数を次のように改正した。

第三回選挙（第三期）

昭和四二年四月二八日、定数 二二名

第一選挙区 八名
 第二選挙区 四名
 第三選挙区 六名
 第四選挙区 四名

昭和四四年三月、久万町議会議員の選挙区及び各選挙区における議員の定数に関する条例の一部を改正（選挙区補正）

昭和四六年三月、久万町議会議員の選挙区及び各選挙区における議員の定数に関する条例の一部を改正（付則整理）

第四回選挙（第四期）

昭和四六年四月二五日、定数 二二名

第一選挙区 八名

第二選挙区 四名

第三選挙区 六名

第四選挙区 四名

昭和五〇年三月、久万町議会議員の選挙区及び各選挙区における議員の定数に関する条例の一部改正。(定数)

第一選挙区、定数八名を九名に、第二選挙区定数四名を三名に改める。

第五回選挙 (第五期)

昭和五〇年四月二七日、定数 二二名

第一選挙区 九名

第二選挙区 三名

第三選挙区 六名

第四選挙区 四名

昭和五三年一月、久万町議会議員の選挙区及び各選挙区における議員の定数に関する条例の一部を改正。

第二選挙区、定数三名を四名に、第四選挙区定数四名を三名に改める。

第六回選挙 (第六期)

昭和五四年四月二三日、定数 二二名

第一選挙区 九名

第二選挙区 四名

第三選挙区 六名

第四選挙区 三名

昭和五五年一二月、久万町議会議員の選挙区及び各選挙区における議員の定数に関する条例を廃止し、新しく久万町議会議員の定数に関する

条例を制定、この結果、全町一区制となる 定数二〇名

全町一区制となったのを機会に、明るい選挙を推進すると共に、全町から立候補する候補者の横顔を知るために、明日の久万町を造る対話集会を開催する。(後記詳述)

第七回選挙 (第七期) 定数二十名

昭和五八年四月二四日、投票

過疎化と行政改革を推進するため、昭和六一年三月、久万町議会議員の定数条例の一部を改正。

定数二〇名を一八名に改める。

第八回選挙 (第八期) 定数一八名

昭和六二年四月二六日、投票

イ 久万町議会議員名

第一期 昭和三四・四・三〇〜昭和三八・四・二九

井口 利太郎 大野 信之

石丸 亨 大野 輝光

二宮 岸雄 大野 直長

片岡 充雄 小椋 節三郎

菅 万夫 小倉 清澄

加藤 学 古田 実

竹井 薫 河野 修

高岡 晋作 秋本 富栄

高岡 信栄 安部 一義

中田 千鶴 北岡 敬蔵

長田 続 篠崎 隆美

小倉 玄三郎 神野 寅雄

日野 統 日野 惣吉

第二期 昭和三八・四・三〇～昭和四二・四・二九

石岡 作衛 小椋 節三郎

石丸 亨 恩地 義一

西森 勸 小倉 清澄

西岡 忠義 山本 忠富

二宮 岸雄 八木 修一郎

金子 佐々雄 正岡 豊

高岡 信栄 正岡 侶則

中田 重雄 神志 邦芳 臣

上岡 義幸 河野 繁光

大野 輝光 光田 繁光

尾花 進 神野 寅雄

大野 直長 日野 常行

日野 哲 関井 義弘

第三期 昭和四二・四・三〇～昭和四六・四・二九

石丸 亨 大野 直長

西森 勸 小椋 節三郎

西岡 忠義 恩地 義一

二宮 岸雄 正岡 豊

父田 清 正岡 侶則

沼田 健男 河野 修

加藤 学 秋本 清繁

上冲 健市 篠浦 弘明

高岡 信栄 日野 哲

(S四三・二・三三) 死 亡

曾我 定之 日野 秀雄

浮田 清恵

第四期 昭和四六・四・三〇～昭和五〇・四・二九

石丸 亨 中野 優

西森 勸 上岡 義幸

西岡 忠義 尾花 豊

西森 匠 小倉 清澄 (S四九・三・三四) 死 亡

二宮 岸雄 奥村 進

土居 定雄 岡田 元一

加藤 学 大野 兼卓

上冲 健市 大野 兼吉

神西 伊佐男 正岡 豊

田中 政延 (S四七・二・三三) 死 亡

高岡 保典 篠浦 弘明

曾我 定之

第五期 昭和五〇・四・三〇～昭和五四・四・二九

井部 誠 上岡 義幸

西岡 忠義 尾花 豊

西森 匠 岡田 元一

二宮 岸雄 大野 卓

沼田 健男 大野 隆則

上冲 健市 山之内 正昭

菅 留八 山岡 勇

菅 利三郎 正岡 豊

高岡 保典 真木 忠三郎

5 町 村 長

ア 合併前の町村長

久万町		在任期間	
初代	桜井 誠政	一四年	
二代	船田 源松	九年	
三代	高橋 精一郎	二三年	
四代	井部 栄基	七年	
五代	八木 菊次郎	三年	
六代	高野 義唯	一年	
七代	井部 栄治	三年	
八代	高野 義唯	一年	
九代	高岡 貞一郎	三年	
一〇代	相原 芳太	四年	合併
川瀬村			
初代	足利 純太	八年	
二代	大野 音衛	二年	
三代	岡 小八	一年	
四代	渡辺 保太郎	一年	
五代	小椋 豊吉	三年	
六代	大西 平三郎	一一ヶ月県議に就任	
七代	小倉 盛彦	一年	
八代	稲田 金五郎	三年	
九代	小椋 貞次郎	一年	
一〇代	光田 太蔵	三ヶ月	
一一代	小倉 盛彦	四年	
一二代	小倉 豊吉	四年	

一三代	渡辺 紋平	四年
一四代	大野 鶴吉	二年
一五代	尾花 利一	四年
一六代	小椋 貞次郎	四年
一七代	渡辺 善太郎	四年
一八代	大西 清一	三年
一九代	大野 仙太郎	二年
二〇代	大野 浅五郎	四年
二一代	日野 泰	八年
父二峰村		
初代	大野 直栄	九年
二代	白石 格	二年
三代	宮脇 順	一六年
四代	長尾 二男	四年
五代	佐伯 研治	四年
六代	大野 助直	五年
七代	高岡 信栄	一〇年
八代	大野 貞一郎	一年
九代	竹井 薫	四年
一〇代	横田 重市	八年
イ 合併後		

合併前に川瀬村村長を二期勤めた日野泰が、新久万町の初代町長として就任する。

初代町長 日野 泰 昭和三四年四月三〇日より四期一六年間務める。

二代町長 河野 修 昭和五〇年四月二七日より四期目、現在に至る。

五 選挙管理委員会の役割

昭和二五年四月一五日、公職選挙法が公布され、政府に中央選挙管理会、地方公共団体に選挙管理委員会を設置しなければならないことになった。

地方公共団体の選挙管理委員会は公選法並びに地方自治法によって運用しなければならないが、委員は五人、任期は三年と定められている。

久万町の投票区は、一五投票区である。

開票区は、久万町一区である。

1 選挙管理委員会

氏名	住所	就任年月日	退任年月日
露口隆市	東明神	三・五・二六	四・五・五
鈴木政美	東明神	四・五・二六	四・六・三
小倉貫	西明神	四・六・二六	四・六・二六
大野周一	入野	四・六・二九	五・二・三
坪谷新次郎	久万町	四・六・三	四・六・二六
梶川直栄	上野尻	四・五・二六	四・五・二五
森永政美	上野尻	四・五・二六	四・六・三
渡辺伝	上畑野川	四・六・二九	四・六・二五
大野功	入野	四・六・二六	五・九・三
結野壽	久万	四・六・二六	現在

2 有権者の推移

氏名	年齢	性別	計
小崎寅行	三・五・二六	男	三・五・二七
黒川要	三・五・二六	男	四・六・二六
菅良太郎	四・六・二九	男	四・六・二五
岡田元一	三・五・二六	男	四・五・二五
杉岡満延	三・五・二六	男	三・五・二七
梶井喜代光	四・六・二九	男	四・六・二六
田中武雄	四・五・二六	男	四・五・二七
菅万太郎	四・九・三	男	四・九・三
久保徹	三・六・二六	男	現在

年度	男	女	計
三	四、〇四五	四、四〇〇	八、四七五
四	三、九二一	四、三七三	八、二七四
五	三、七三三	四、三七七	八、〇六九
六	三、七二二	四、三七七	八、〇九九
七	三、九三三	四、三六九	八、二七二
八	三、七三三	四、一八八	七、九二六
九	三、七三三	四、一九三	七、九六六
一〇	三、六四四	四、一八八	七、八二二
一一	三、五二二	四、〇〇八	七、五九
一二	三、六五二	四、一四七	七、七二
一三	三、五〇二	四、〇九二	七、六五三
一四	三、四九〇	四、〇九二	七、六六二
一五	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
一六	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
一七	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
一八	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
一九	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
二〇	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
二一	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
二二	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
二三	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
二四	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
二五	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
二六	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
二七	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
二八	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
二九	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
三〇	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
三一	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
三二	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
三三	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
三四	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
三五	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
三六	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
三七	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
三八	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
三九	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
四〇	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
四一	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
四二	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
四三	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
四四	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
四五	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
四六	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
四七	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
四八	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
四九	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
五〇	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
五一	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
五二	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
五三	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
五四	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
五五	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
五六	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
五七	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
五八	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
五九	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
六〇	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
六一	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
六二	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
六三	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
六四	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
六五	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
六六	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
六七	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
六八	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
六九	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
七〇	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
七一	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
七二	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
七三	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
七四	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
七五	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
七六	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
七七	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
七八	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
七九	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
八〇	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
八一	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
八二	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
八三	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
八四	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
八五	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
八六	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
八七	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
八八	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
八九	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
九〇	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
九一	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
九二	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
九三	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
九四	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
九五	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
九六	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
九七	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
九八	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
九九	三、四八二	四、〇九二	七、六五二
一〇〇	三、四八二	四、〇九二	七、六五二

3 各種選挙の投票率等

ア 衆議院、参議院

衆議院議員選挙

選挙年月日	投票		計
	男	女	
昭和三年二月二日	八〇・〇四%	六九・六三%	七四・五%
昭和六年二月二日	八三・三三%	七三・五五%	七九・九
昭和四年一月九日	八二・一〇%	七二・四	七九・二
昭和四年三月七日	八七・元	八二・三	八九・三
昭和七年三月二日	八六・〇	八二・七	八四・四
昭和五年三月五日	八五・九	八三・六	八四・六
昭和五年六月七日	八六・三	八四・四	八五・三
昭和五年六月三日	八九・九	八七・七	八八・三
昭和六年三月八日	八七・五	八二・〇	八四・六
昭和六年七月六日	八三・六	八三・七	八三・一

参議院議員通常選挙

選挙年月日	投票		計
	男	女	
昭和三年六月二日	六九・五五%	五九・五五%	六四・五%
昭和七年七月一日	八三・七	七四・五	七九・一
昭和四年七月四日	八〇・五	八五・八	八二・六
昭和四年七月七日	八一・二	七三・五	七七・三
昭和六年六月七日	七三・五	七〇・六	七二・〇
昭和六年七月七日	八〇・九	八三・五	八二・二
昭和五年七月二日	七七・四	七五・一	七六・二
昭和五年六月三日	八九・六	七三・五	八一・六
昭和六年六月六日	八六・三	八三・五	八四・三
昭和六年七月六日	八三・三	八三・五	八三・三

1 県知事、県議会議員

愛媛県知事選挙

選挙年月日	投票		計
	男	女	
昭和三年一月六日	八三・元%	七三・三%	七九・一〇%
昭和六年一月六日	八二・八	七〇・五	七六・一四
昭和四年一月六日	八五・九	八二・八	八四・三
昭和四年一月六日	八五・三	八三・三	八四・三
昭和五年一月六日	八三・三	八〇・六	八二・六
昭和五年一月二日	八二・〇	七五・七	八三・六
昭和五年一月五日	七三・三	七二・七	七三・〇
昭和六年一月二日	七三・五	七三・九	七三・三

愛媛県議会議員選挙

選挙年月日	投票		計
	男	女	
昭和三年四月三日	八二・三五%	八二・九四%	八二・四六%
昭和六年四月七日	八二・〇	八五・三	八六・三〇
昭和四年四月五日	八七・七	八五・四	八六・五
昭和四年四月二日	無	投	票
昭和五年四月三日	八〇・七	八九・三	八〇・〇
昭和五年四月八日	無	票	票
昭和六年四月〇日	七四・〇	七三・九	七三・元
昭和六年四月三日	七三・三	七三・七	七三・六

ウ 町長、町議会議員

町長選挙

選挙年月日	立候補者の数	投票率	
		男	女
昭和三四年 四月三日	二	九五・九五%	九五・〇四%
昭和六年 四月三日	二	六・九三	六・七
昭和四年 四月六日	一	無	無
昭和六年 四月五日	一	無	無
昭和五年 四月七日	二	六・〇	六・七
昭和五年 四月三日	一	無	無
昭和六年 四月四日	一	無	無
昭和六年 四月六日	一	無	無

町議会議員選挙

選挙年月日	議員の定数	立候補者の数	投票率(%)		
			男	女	計
昭和三四年 四月三日	六	四	九五・〇	九五・〇	九五・〇
昭和三年 四月三日	六	三	六・六	六・七	六・七
昭和四年 四月六日	三	七	九五・〇	九五・〇	九五・〇
昭和四年 四月五日	三	六	六・二	六・三	六・三
昭和五年 四月七日	三	六	六・五	六・六	六・六
昭和五年 四月三日	三	五	六・七	六・七	六・七
昭和五年 四月四日	三	三	六・七	六・七	六・七
昭和六年 四月六日	六	二	六・七	六・七	六・七

工 その他

農業委員会委員選挙

選挙年月日	投票率
昭和三年 五月九日	無投票
昭和三年 五月十日	六・七%
昭和四年 四月六日	無投票
昭和四年 四月三日	無投票
昭和四年 五月四日	無投票
昭和四年 五月四日	無投票
昭和五年 五月七日	無投票
昭和五年 五月五日	無投票
昭和五年 五月八日	無投票
昭和六年 五月三日	無投票



昭和62年4月15日、久万町議会議員立候補予定者による、明日の久万町を語る会（久万小学校体育館にて）

六 明るい選挙運動の取り組み

1 日本の政治倫理化運動の歴史

日本に近代的政治制度が導入されたのは明治以降であるが、政治腐敗の体質は江戸時代から引き継がれて今日に至っている。政治の歴史は、政治汚職や疑獄によって堪え難いほど汚されてきた。

しかし、汚職や疑獄がいつも公然とまかり通っていたわけではなく、あの田沼意次も、民衆の批判の声の中で失脚させられたし、忠臣蔵でも、賄賂の問題が吉良上野介の悪役に重要なモチーフになっている。

明治になっても、汚職事件は大きな政治や政界への批判の材料となっている。中でも明治一四年に起きた北海道開拓使庁の官有物払下げ事件

は、政変に発展し、明治三五年の教科書疑獄、同じく四三年には日糖疑獄と続く。昭和に入ってから、三年の売勲事件、二三年に昭電疑獄、昭和二八年に保全経済会事件、造船疑獄、昭和四〇年に吹原産業事件、共和製糖の黒い霧事件、昭和五年のロッキード疑獄、リクルート疑惑事件は、政官界を巻き込んだ事件となり、国民のいかりをかっている。

このほかに、選挙や、政治にからんだ事件は数多くあるが、これらはいずれも、選挙のあり方に、選挙を行う人にあるといわれている。

戦後、日本の民主化の一つに、婦人参政権と選挙権年齢二〇歳への引き下げが実現し、完全普通選挙制度が生まれたことがあげられる。

昭和二十一年一月三日、国民主権を規定した新憲法が公布され、昭和二十二年五月三日から施行された。選挙は、国民の主権の行使として、重要な意味を持つものである。しかし、選挙の実態は戦前とあまり変わりなく、昭和二三年七月、政治の浄化を目的とした政治資金規制法が制定された。

これもあまり実効はなく、昭和二六年の第二回統一地方選挙では、買収だけで六万人ちかい違反者を出し、国民から厳しい批判と反省の声が上ってきた。こうした中で、選挙浄化の運動を進めようという動きが見られ、昭和二七年六月四日、民間団体として、「公明選挙連盟」が設立された。このような動きに呼応して、朝日、毎日、読売三紙が次のような共同宣言を行っている。

「公明選挙を推進する」

『独立に当たって、民主政治を確立することが何より大切であるが、その仕事は我々国民にゆだねられている。国民の手で民主政治を達成するには、

まず公明な選挙がその始まりである。

今まで行われた選挙の実情は、遺憾ながら金力による、あるいは情実に見られる選挙や違反の多いこと、驚くべきものがある。現に來るべき衆議院議員総選挙に対し、全国的に行われている事前運動は、はなはだしい乱脈ぶりを示している。これでは日本の民主化はとうてい覚束ない。

この際選挙を正しくするために、毎日、朝日、読売の三新聞社は、共同して、紙面を通じ、あるいは他の適当な方法で、一大国民運動を展開する』

こうした民間の動きの中で、中央政治管理会でも「公明選挙運動実施要項」を定め、国会でも「公明選挙に関する決議」を可決。政府も「選挙の公明化運動に関する件」を閣議決定。ここに官民一体の公明選挙運動の足なみがそろることになる。

この公明選挙運動の中核的存在となった公明選挙連盟は、当面昭和二七年の総選挙を対象として結成されたのであるが、選挙後この組織の恒久化が強く要請され、昭和二七年一月に財団法人として設立された。その後、公明選挙連盟が中心となり、選挙啓発、政治教育、調査研究など幅広く展開されるようになった。

ところが、昭和三六年に至って公明政治連盟が結成され、公明選挙連盟という名称を改名し、「明るく正しい選挙」となった。また中央は、明るく正しい選挙推進全国協議会、地方では市町村を単位として「明るく正しい選挙推進協議会」と改称して現在にいたっている。

その常時啓発並びに教育活動の中心となるのは教育委員会の社会教育部門が一般的状況である。

2 久万町明るく正しい選挙推進運動

農村における民主化運動や新生活運動には目を見張るものがあり、青

年団と婦人会が中心となって、政治活動にも積極的に取り組み、町村議会へも青年代表や婦人代表を送り出す機運も生まれてきた。

しかし、身近な選挙になればなるほど、また常時においては、理性的で人間尊重の気風が生まれつつあるかに見えるけれども、いざ選挙になると、村の有力者の顔、情実、セクト等が頭を出しこの運動のむずかしさを感じさせる。

教育委員会が行う学習も、政治学習と政治活動の狭間と限界に矛先はにぶり空白の時間が流れる。

合併後においても久万町議会議員の選挙は小選挙区制のからみもあって全体的な教育活動と意識の高まりにはばらつきがあった。

3 久万町明るい選挙推進協議会の誕生

昭和三〇年代後半において町内一公民館活動の重点を成人教育に置き、政治学習に取り組んだ。これがきっかけとなり、昭和四一年に、久万町明るく正しい選挙推進協議会が結成され、翌四二年に規約も制定され全町の活動が始まった。

久万町においても、昭和二七ごろより中央に合わせて、選挙管理委員会が主体となって、明るい選挙の推進に努めてきたが効果があまり目に見えない、又は、表裏の問題として片づけられるなど、反省点と行きづまりが見うけられた。

そのような経験をいかして、公民館単位に政治学習をすることに重点をおいた。選挙時よりも常時において政治の仕組みや町の行政、部落の伝統行事など、もっと深く知ること、そして住民一人ひとりが高い人格と識見を持つことを目標とした。

4 久万町明るい選挙推進協議会規約とその働き

第一条 この協議会は、久万町明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第二条 協議会は、明るく正しい選挙を推進し、理想選挙の実現を図ることを目的とする。

第三条 協議会は、前項の目的達成のため左の事業を行う。

一 「選挙法を守る運動」の展開

二 明るく正しい選挙推進強調月間を設け集中的な町民運動の展開

三 その他明るく正しい選挙推進及び啓発

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

一 公民館長

二 教育関係者

三 青年団・婦人会・壮年会

四 学識経験者

五 その他

2 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第五条 協議会に左の役員を置く。

一 会長 一名

二 副会長 三名

2 役員は委員の互選によって定める。

第六条 会長は、協議会の事務を総理し協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

第七条 協議会は、会長がこれを召集する。

第八条 協議会に事務局を設け若干名の職員を置く。

第九条 協議会の運営・その他必要な事項は役員会で別に定める。

附 則

この規約は、昭和四二年一月一日から施行する。

委員の数は、第四条の中から三〇名程度とする。

この当時の活動状況を知るために五七分分をリストアップする。

昭和五七年度久万町明るい選挙推進協議会活動目標

《1》 はじめに

昭和二十七年から明るく正しい選挙推進運動が始まって、すでに三〇年となりますが今日においてもなかなか効果が目に見えないのが実態であり、色々と反省点が考えられます。

選挙は、主権者である国民が、人格、識見ともにそなわった立派な人を選び、その人に政治を託すという重要な意味をもっており、国民のひとりひとりが自覚して、強い信念に基づき違反することなく、きれいに行為することが基本であります。

選挙をきれいにしてこそ、明るい政治、明るい国づくり、明るい郷土づくりにつながり、私たちの真の幸福がもたらされるといえます。

こうした現状から、明るい選挙の推進は、町づくりの基盤であり、町民ひとりひとりの関心と意識を高める学習を進めるとともに、明るい選挙実現への実践運動を展開しなければならない。

《2》

推進スローガン

- (1) 金や物の力で当選しようとする候補者を追放しよう。
(もらわれない、求めない、贈らない運動の徹底)
- (2) 自分の意志で投票する強い信念を育てよう。
(義理、情、金品などに迷わないで立派な人を選ぶ学習を行う)

(3) 明るい選挙推進の世論を高めよう。

(常時広報、放送、ポスター、標語、パンフレット等で啓発する)

《3》

推進方法

- (1) 小単位の学習組織づくりと学習の強化
 - ① 小単位の学習組織づくり
 - ② 地域課題の発見と解決をはかる話し合いや政治学習を行う。
 - ③ 町政、地域産業、教育文化の振興についての学習を行う。
 - ④ 選挙の時だけでなく、日頃から選出者との交流をはかる。
 - ⑤ 地域課題は、自分達の手で解決していくよう努力する。
- (2) 日常生活と結びついた学習と実践活動の推進
 - ① 生産、消費、物価などの学習を推進する。
 - ② 冠婚葬祭の花輪を贈らない運動を進める。
 - ③ 特定候補者と金品などでつながらないよう努める。
 - ④ 国政、県政、町政の報告会、懇談会を開催する。
 - ⑤ 選挙期間中及びその前後に日常生活に関する立候補予定者の考え方を広報する。

《4》

実施事項

- ① 明るい選挙推進協議会委員、地域指導者等の研修会を開催する。
- ② 諸学級、講座及び会合を通じて資料の配布、意識を高める学習を推進する。
- ③ 啓発資料の作成
 - 啓発用パンフレット等の作成と配付
 - 新成人に対して成人手帳の交付
 - 啓発用資料の購入と配布、提供
 - 啓発用標語等の募集と活用

《5》

- 啓発用標語入『ウチワ』の作成
- その他
- ④ 話し合い事業
- 座談会の開催
- 各種団体の話し合い学習
- 各学級講座の話し合い学習
- ⑤ 講演会の開催
- ⑥ 実務担当者の研修
- ⑦ 選挙時における文書啓発
- ⑧ 立候補予定者の意見を聞く会の開催
- ⑨ 各種団体の議会傍聴を奨励する。
- ⑩ 有線・無線放送、広報による啓発に努める。
- 今年度推進する具体的事業
- (1) 実践申し合せ事業
 - ① 陣中見舞の自粛
 - ② 立番の自粛
 - ③ 選挙広報、選挙放送をよくみましょう。
 - ④ 立会演説会はよく聞きましょう。
 - ⑤ 選挙学習にみんな参加しましょう。
- (2) 推進事項
 - ① 選挙制度を守る運動を推進する。
 - ② 選挙後援会、運動員のあるべき姿を学習する。
 - ③ 明るい選挙推進標語の募集と啓発に努める。
 - ④ 立候補予定者の意見を聞く会を開催する。
 - ⑤ 花輪を贈らない、辞退する運動を推進する。
 - ⑥ 啓発パンフレット、資料、ウチワの作成配布

みんなの力で明るい選挙を

明るく正しい選挙を推進するための

◆ 実践申し合せ事項 ◆

を次の通り定めました。みんなで守りましょう。

1. 選挙学習にみんな参加しよう。
2. 金品による陣中見舞いを廃止しよう。
3. 買収、供応を追放しよう。
4. 街宣車による連呼はやめ、政見発表や呼びかけは車を止めてしよう。
5. 立番は廃止しよう。

久万町明るい選挙推進協議会

あまのまちの選挙推進協議会

- ⑦ 選挙ポスター公営掲示場の設置
- ⑧ 選挙ポスター、ハガキ等印刷枚数の制限自粛

5 明日の久万町を語る会の開催

(一) 久万町全町一区になって第二回目の町議会議員を選ぶ選挙をひかえて、今回も、明日の久万町を語る会を開催することができた。

主催は推進協議会であるが、これの実質的推進は、壮年会である協力団体として、公民館、婦人会、青年団、老人クラブの五団体である。

開催の方法は、時期として、町議会議員の候補者となる者の立会演説会は公選法に認められていないこともあって、あらかじめ、候補予定者が出そろって、選挙運動期間に入らない時期とした。

- (二) 話して頂く時間は一人六分間以内
- (三) 会場は町内五ヶ所の体育館及び住民センター
- (四) 順番はクジ引きとして、各会場で競合しないよう調整する。
- (五) 聞く方への注意、お話し中は手をたたいたり、やじったりしない

で最後まで静かに聞き終ったら全員で拍手をする。

立候補を予定されている方全員の参加を得て、五会場で約八五〇

人の方が耳をかたむけた。

(六) 開催日は、昭和六二年四月一日、一五日であった。

6 常時啓発運動

常時啓発運動の一つとして、四年に一回ずつ、町内の小中学生及び一

般から標語の募集を行っているが、その一つ、昭和六一年度の入選標語を記録しておく。

応募数 小学生 一五八点

中学生 一四七点

一般 二〇点 計三二五点

小学生の部 四年生

明神小 あなたの一票が明日の平和と幸せに

渡辺 豊和

久万小 こわいのは、すてた一票と無関心

藤原 守

畑野川小 わすれずに、ぜったい行こう投票に

武智 竜彦

直瀬小 ぼくらの未来、父さん母さんの一票で

大野 秀和

父二峰小 しあわせは、この一票でおとずれる

川本 洋輔

五年生

明神小 この一票 みんながつくる良い政治

小倉 久和

畑野川小 つられるな 自分の心で投票を

八塚加奈子

直瀬小 よく考えて よい人選んでよい町に

大野真由実

父二峰小 一票が 久万町つくるよい選挙

片岡 博

六年生

明神小 となりににも 声かけ行こう投票日

坂本カヨ子

久万小 一票が あなたの明るい町づくり

滝野 佳宏

畑野川小 この一票 みんなで投票確かな未来

小倉 恵美

直瀬小 一票が明るく照らす久万の町

高岡 弥生

父二峰小 一票でさまるみんなのよい郷土

鈴木 洋高

二名小 きれいな選挙久万町みんなの合言葉

松井こずえ

中学生の部 一年生

久万中 一票から始まる郷土の明るい未来 丹 陽子

畑野川中 クリーン選挙で築こうよい町よい暮らし 渡辺 和秀

直瀬中 一票に たくすあなたの町づくり 石丸 貴康

父二峰中 しあわせは みんなで選ぶ選挙から 片岡 友紀

二年生

久万中 明るい未来目指して入れようこの一票 大政 勝美

畑野川中 考えて よい人選んでよい政治 岡 誠也

直瀬中 投票はみんなの権利そして義務 大野 一仁

父二峰中 いい人を選んで明るいあなたの未来 谷岡 利江

三年生

久万中 一票がつくるあなたのよい未来 大西 亮真

畑野川中 この一票政治の行くてをさす光 横川 恵美

父二峰中 おっと君 すてた一票どうなるの

福岡 雄二

直瀬中 町のため 自分のために一票を

高岡 美雪